

# 学業を頑張る人を無利子で応援

平成31年4月に大学・短大・専修学校（専門課程に限る）に進学および在学する市内居住者のお子さんなどで、学業が優秀で経済的理由により修学困難な人に対して選考の上、奨学金を貸与します。

●問い合わせ 学校教育課教育総務室 ☎72-6882

## ■申し込み

### ○申込資格

- ・保護者が村上市民で、市税を滞納していないこと  
※分納などを行っている人はご相談ください
- ・学業成績が優秀と認められる人（在学または出身学校の推薦が必要です）  
※5段階評価でおおむね「3」以上、「良またはB」以上がおおむね半分以上
- ・保護者の1年間の収入額が、おおむね600万円以下であること（事業所得などは、おおむね400万円以下であること。）  
※本人以外にも大学・短大・専修学校への就学者のいる世帯は考慮します
- ・市内に連帯保証人2人を有する人（1人は保護者、1人は独立の生計を営む成年人）
- ・日本学生支援機構や新潟県などの無利子奨学金を受けていないこと

### ○申込期間

平成31年1月4日(金)～2月28日(休)

### ○申込方法

学校教育課（朝日庁舎）および各教育事務所に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、提出してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

### ■貸与と返還

- ・貸与月額 月7万円・5万円・3万円。
- ・貸与期間 平成31年4月から最短修学年限の終期まで。
- ・返 還 卒業後1年を経過した後から起算して、10年を超えない範囲で全額を均等月賦で、口座振替払いにより返還しなければなりません。なお、奨学金は無利子です。

### ■提出書類

- ・奨学金貸付申請書 ・奨学生推薦調書
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・前年の保護者の所得を証明するもの（平成30年分の給与源泉徴収票、公的年金源泉徴収票、確定申告書の控など）
- ・連帯保証人を内諾している人（2人）の納税証明書

### ■採否決定

予算の範囲内で貸与者を決定し、平成31年4月初旬に選考結果を通知します。

## 人権啓発シリーズ ⑯

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～



～正しい知識と理解を～

# ハンセン病のこと知っていますか？

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気です。感染し発病すると手足などの末梢神経がまひし、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなったりすることがあり、皮膚にさまざまな病的変化が起こります。

また、治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありましたが、現在は治療法が確立され、感染することも発病することもほぼありません。

しかし、ハンセン病に対する誤った認識から、1996年に「らい予防法」が廃止されるまで、長年にわたりハンセン病の患者を国立療養所に隔離する政策が取られていました。そのため、ハンセン病はとても怖い病気であるという誤ったイメージを人々に植え付けてしまい、いまだにハンセン病患者や元患者、その家族などに対する偏見や差別が残っています。

偏見や差別をなくすためには、私たち一人一人がハンセン病について正しく理解することが大切です。市では、市民の皆さんにハンセン病について理解を深めてもらうために、12月にハンセン病をテーマとした映画上映会を開催する予定です。



●問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53-2111 (内線2231)